

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 福岡県
（名称） 法人A

上記被審人に対する平成30年度（判）第22号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金193万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成31年4月22日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成31年2月21日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、同社から株取引の委任を受けていた同社社員Bにおいて、飲食店の経営等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されているワイエスフード株式会社（以下「ワイエスフード」という。）との業務提携契約の締結交渉をしていた株式会社餃子計画（以下「餃子計画」という。）の役員であるCから、同人が当該契約の締結の交渉に関し知った、ワイエスフードの業務執行を決定する機関が、餃子計画と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を、遅くとも平成30年1月17日までに受けながら、法定の除外事由がないのに、被審人の業務として、上記事実の公表がされた平成30年1月22日より前の同月18日及び同月19日、D証券株式会社を介し、被審人名義の証券口座を用いて、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、ワイエスフード株式合計3400株を買付価額合計95万1300円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第3項前段、第1項第4号、第2項第1号ヨ、第176条第2項、金融商品取引法施行令第28条第1号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格（848円）に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(848円×3,400株)

－ (279円×700株＋280円×2,700株)

＝1,931,900円

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,930,000円となる。